

報告第3号

寒川町下水道事業特別会計建設改良費繰越について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により次のとおり報告する。

令和2年度寒川町下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	その他	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	相模川流域下水道建設事業費	円 4,215,000	円	円 4,215,000	円	円 4,200,000	円	円 15,000	円		令和2年度実施予定であった、県流域下水道改築事業が完了しなかったため。

令和3年6月2日提出

神奈川県高座郡寒川町長 木村 俊雄